

平成 19 年 3 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ベルーナ
代表者名 代表取締役社長 安野 清
(コード番号 9997 東証第一部)
問合せ先 管理本部長 大谷 賢
(TEL. 048-771-7753)

2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の 発行条件の決定等に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 8 日開催の取締役会において発行を決議した 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件等を決定し、また未確定であった事項が確定いたしましたので、すでに決定済みの事項とともに、下記の通りお知らせいたします。

記

- | | |
|--|-----------------------------|
| 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 本社債の額面金額と同額とする。 |
| 2. 当初転換価額 | 2,278 円 |
| (ご参考) 決定日 (平成 19 年 3 月 8 日) における株価等の状況 | |
| イ. 東京証券取引所の株価 (終値) | 1,651 円 |
| ロ. アップ率 [{ (転換価額) / 株価 (終値) - 1 } × 100] | 38.0% |
| 3. 転換価額の修正 | |
| 組織再編行為による償還に関し、当社が本新株予約権付社債の要項に基づき繰上償還の通知を行った場合、転換価額は、当該通知の日 (当日を含む。) から、下記のとおり修正されるものとする。 | |
| 修正日 | 修正後転換価額 |
| 2007 年 9 月 30 日以前の場合 | A |
| 2007 年 10 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日以前の場合 | $A + (B - A / 10) \times 1$ |
| 2008 年 4 月 1 日から 2008 年 9 月 30 日以前の場合 | $A + (B - A / 10) \times 2$ |
| 2008 年 10 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日以前の場合 | $A + (B - A / 10) \times 3$ |
| 2009 年 4 月 1 日から 2009 年 9 月 30 日以前の場合 | $A + (B - A / 10) \times 4$ |
| 2009 年 10 月 1 日から 2010 年 3 月 31 日以前の場合 | $A + (B - A / 10) \times 5$ |
| 2010 年 4 月 1 日から 2010 年 9 月 30 日以前の場合 | $A + (B - A / 10) \times 6$ |
| 2010 年 10 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日以前の場合 | $A + (B - A / 10) \times 7$ |
| 2011 年 4 月 1 日から 2011 年 9 月 30 日以前の場合 | $A + (B - A / 10) \times 8$ |
| 2011 年 10 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日以前の場合 | $A + (B - A / 10) \times 9$ |
| 上記において、当初、A は 1,651 円、B は 2,278 円とするが、本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の調整に準じて適宜調整されるものとする。 | |

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。

〈ご参考〉 2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 本社債の発行総額
(額面金額総額) | 100億円及びGoldman Sachs Internationalに付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額(上限10億円)並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額 |
| 2. 各本社債の払込金額 | 本社債額面金額の100%
(各本社債の額面金額5,000,000円) |
| 3. 本新株予約権付社債の発行価格
(募集価格) | 本社債額面金額の102.5% |
| 4. 発行決議日 | 2007年3月8日 |
| 5. 本社債の払込期日 | 2007年3月26日(ロンドン時間) |
| 6. 本新株予約権の行使期間 | 2007年3月30日から2012年3月17日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)まで |
| 7. 償還期限 | 2012年3月31日 |
| 8. 潜在株式の希薄化情報について | 今回のファイナンスを実施することにより、直近(2007年2月28日現在)の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は7.76%(上記Goldman Sachs Internationalに付与された権利が全額行使された場合は8.53%)になる見込みです。 |

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

以 上

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。